

公益社団法人秋田被害者支援センター令和8年度事業計画

1 方針

公益社団法人秋田被害者支援センターは、犯罪等の被害者及びその遺族等に対し、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者の被害の回復及び軽減に資することを事業の方針とする。

2 事業

事業名	事業事項	内容
第1 被害者支援事業	1 電話相談活動の推進	(1) 被害者等からの相談電話を - 専用電話 0120-62-8010 - 開設日 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) - 開設時間 午前10時～午後4時 とし、電話による相談活動を推進する。 (定款 第4条第1号)
		(2) 性暴力の被害者等からの相談電話を - 専用電話 #8891 (全国共通番号) NTTひかり電話からは 0120-8891-77 - 開設日 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) - 開設時間 午前10時～午後7時 とし、電話による相談活動を推進する。 上記以外の時間帯は、国のコールセンターで受理し、翌業務時間に引継ぎを受ける。 (定款 第4条第1号)
	2 面接相談活動の推進	支援活動員による随時面接相談を行うほか、弁護士、臨床心理士等に依頼し、専門的立場から相談に応じる。 (定款 第4条第1号)
	3 直接的支援活動の推進	(1) 直接支援事業 被害者等に対し、支援活動員が面接、付き添い及び支援に必要な関係機関の紹介等の活動を通じて、被害者等の負担の軽減と早期立ち直りに資する活動を推進する。また、物品の供与又は貸与、損害賠償請求の支援を行う。 (定款 第4条第2号)
		(2) 特別支援事業 被害者等は、再び危害を加えられるのではないかと恐怖や不安を抱いている。

		特に性犯罪の被害者やストーカー行為等の被害者は、身体的にも精神的にも極めて重い被害を受けているほか、犯罪により居住地に居住することが困難になり転居を余儀なくされたり、性病検査費、妊娠検査薬費、治療費等の経済的負担を強いられていることから、被害者が負担している費用について一定の限度で補助する。 (定款 第4条第3号)
		(3) 犯罪被害者等給付金の申請手続きの補助を行う。 (定款 第4条第4号)
		(4) 自助グループ支援事業 被害者等が集う自助グループについて、多くの被害者等が集えるよう被害者の居住地近くで開催するなど支援活動を推進する。 (定款 第4条第5号)
第2 関係機関・団体等との連携事業	1 全国被害者支援ネットワーク関連活動	(1) 全国被害者支援ネットワーク及び全国被害者支援ネットワーク加盟団体等との連携を深め、被害者実態に関する情報交換や調査研究を行い、被害者等の実態に対応した事業を推進する。 (定款 第4条第8号)
		(2) 全国被害者支援ネットワークなど主催の全国研修会等へ参加し、被害者等の実態や支援活動のあり方など、支援のための知識・技能等の向上に努める。 (定款 第4条第7号、第8号)
	2 関係機関連携活動	(1) 多機関ワンストップサービス支援コーディネーターを配置し、県、市町村、県警察等の関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等のニーズに沿った継ぎ目のない、いつでもどこでも被害者等が情報の提供や支援を受けることができる体制づくりを推進する。 (定款 第4条第6号)
		(2) 「秋田県犯罪被害者等支援条例」等に基づく犯罪被害者等支援のための施策を県等と連携を図りながら推進する。 (定款 第4条第6号)
	3 被害者実態に関する調査研究	県及び県警察等の関係機関・団体との連携を深め、被害者実態に関する情報交換等、調査研究を推進する。 (定款 第4条第8号)

第3 研修事業	1 新規支援活動員の育成のための養成講座	一般公募により支援活動員になろうとする者の募集活動と養成講座を開講し、電話相談、直接的支援等に必要な知識・技能を養成する。 (定款 第4条第7号)
	2 支援活動員研修	支援活動員が、被害者の置かれている立場と心情への理解を深め、被害者支援活動に必要な知識・技能と資質の向上を図るため、毎月定例研修会を開催するほか、各種研修等の活動を推進する。 (定款 第4条第7号)
第4 広報啓発事業	1 広報啓発活動	(1) 社会における被害者支援意識の向上を図るため、マスメディアの活用による広報、機関誌、リーフレット、ホームページなどによる情報発信を積極的に推進するとともに、地域密着型の活動の推進に努める。 (定款 第4条第9号)
		(2) 県、県警察及び関係機関と連携し、「犯罪被害を考える日」(6月30日)等の各種催物を通じて、リーフレットの配布やパネル展示等を行い、社会における被害者支援の必要性と理解を深める広報啓発活動を推進する。 (定款 第4条第9号)
		(3) 犯罪被害者月間の実施 11月1日から12月1日までの「犯罪被害者月間」に、被害者等の置かれている実情や社会全体による理解と配慮、支援の必要性等について広報啓発活動を通じて訴える。 (定款 第4条第9号)
	2 賛助会員の拡大	社会の広範な層に対し被害者支援についての理解を深め、支援活動に賛同する会員の拡大に努める。 (定款 第4条第9号)
第5 その他の事業	1 総会	総会は、会員の除名、理事及び監事の選任又は解任、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認、定款の変更等に関する事項について決議する。 (定款 第13条)
	2 理事会	理事会は、社員総会に付議すべき事項の決定、社員総会で決議した事項の業務執行に関する事項、理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職に関する事項、事業計画及び収支予算に関する事項等の職務を行う。 (定款 第30条)